

個人情報保護規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 本規程は、NPO 法人 Plus One Happiness（以下、「当法人」という。）が保有する個人情報の取り扱いについての基本的事項を定め、個人の権利利益の保護を図るとともに、事業の適正な運営に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 本規程において、個人情報とは、個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別できることとなるものを含む。）並びにその個人に付随する情報をいう。

2. 情報主体とは、一定の情報によって識別される、または識別され得る個人をいう。

(対象となる個人情報)

第 3 条 本規程は、デジタル処理されているか否か及び書面に記載されているか否かを問わず、当法人において処理されるすべての個人情報を対象とする。

(本規程の適用範囲)

第 4 条 本規程は、当法人役職員その他の個人情報を利用するすべての者に適用する。

第 2 章 個人情報保護の体制

(個人情報の管理)

第 5 条 当法人は個人情報保護責任者を置き、個人情報の保護と正確性を維持するため、必要な措置を講じなければならない。

2. 個人情報保護責任者は理事長が務めるものとする。

3. 個人情報保護責任者は、個人情報の漏洩、改ざん、滅失を防止するため、適切な保護体制を整備しなければならない。

(役職員及び外部支援者等の責務)

第 6 条 当法人の役職員及び外部支援者等は、職務上知り得た個人情報をみだりに第三者に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

第3章 個人情報保護の取扱い

(個人情報の収集)

第7条 個人情報の取得は、当法人の正当な業務の範囲内で、取得目的を定め、その目的達成に必要な限度においてこれを行うものとする。

2. 個人情報の収集にあたっては、適法かつ公正な手段で収集されなければならない。

(特定の機微な個人情報の収集の禁止)

第8条 思想、信教及び信条に関する個人情報並びに社会的差別の原因となる個人情報については、収集してはならない。ただし、法令または条例（以下、「法令等」という。）に定めがある場合、および個人情報を取り扱う事業の目的を達成するために当該個人情報が必要かつ欠くことができない場合は、この限りでない。

(個人情報の保有)

第9条 個人情報の保有は、当法人の適正な業務の範囲内で、保有目的を定め、その目的達成に必要な限度においてこれを行うものとする。

2. 前項の規定により特定された保有目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を保有してはならない。

(個人情報の利用または提供)

第10条 個人情報の利用または提供は、当法人の業務進行上必要な場合で、収集目的の範囲内でなされなければならない。

2. 当法人が収集した個人情報を、正当な利用目的の範囲内において、当法人業務の外部委託先に提供する場合がある。

3. 収集目的の範囲を超えているときでも、次の各号に該当する場合は、当法人の個人情報を利用または提供することができる。

- (1) 情報主体の同意があるとき。
- (2) 法令等に基づいて利用し、または提供するとき。
- (3) 出版、報道等により公にされているものを利用し、または提供するとき。
- (4) 個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められ利用し、または提供するとき。

(個人情報の正確性の確保)

第11条 個人情報の収集目的に応じ必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の状態に保つよう努めなければならない。

(個人情報の安全性の確保)

第 12 条 個人情報の漏洩、滅失および毀損防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2. 外部委託先へ個人データの取扱いの全部または一部を委託するときは、個人情報の保護水準を満たしている事業者を選定すると共に、管理者の注意義務、秘密保持義務及び安全確保の措置の義務を明記した契約を取り交わす等の措置を講じるものとする。

(自己個人情報の開示)

第 13 条 当法人は、その保有している個人情報について、情報主体から自己の個人情報について開示を求められた場合には、開示することにより第三者の正当な利益を損なうおそれがあると認められる場合や、法令等の定めにより本人に開示することができないと認められる場合等、開示しないことが適当であると認められる場合を除き、合理的な期間内にこれに応じなければならない。

2. 情報主体の個人情報に関して明らかに事実と異なる場合で、当該情報主体から訂正又は削除を求められた場合には、合理的な期間に応じるものとし、訂正又は削除を行った場合には、可能な範囲内で個人情報の情報主体に対し通知するものとする。

(個人情報の破棄)

第 14 条 保有期間を過ぎた個人情報は法令等に定めのある場合を除き、安全かつ確実な方法で速やかに破棄しなければならない。

(苦情処理)

第 15 条 当法人は個人情報の取扱いに関する苦情（以下単に「苦情」という。）に対し、適切かつ速やかに処理しなければならない。

2. 苦情を受けた時は、個人情報管理責任者は速やかに適切な措置を講じるとともに適切に理事会に報告しなければならない。

3. 苦情の処理結果は、必要と認めたときは苦情を申し出た本人に書面で通知するものとする。

附 則

本規程は 2024 年 4 月 1 日から施行する。